

コンタクトレンズ検査について

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、関東信越厚生局に「コンタクトレンズ検査料1」の届出を行っております。

初診料・外来診療料（再診料）

初診料・・・291点
 外来診療料・・・76点
 （再診料）

当院又は横浜市立大学附属市民総合医療センターにおいて、過去にコンタクトレンズ検査料を算定された方は、外来診療料での算定となります。

算定区分・・・コンタクトレンズ検査料1
 200点

担当医師・・・水木 信久医師
 （眼科経験年数 31年）

診察曜日

曜日	月	火	水	木	金
診察日	AM			PM	PM

コンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用について、ご不明な点やご心配なことがありましたら、どのようなことでも、病院職員にご遠慮なくお申し出ください。

